

第 5 回丹波市庁舎検討委員会次第

と き 平成 21 年 12 月 6 日(日)
午前 10 時 00 分 ~

ところ 中央公民館氷上分館 大会議室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 協議事項

・市庁舎のあり方に関する提言(案)について

4 閉 会

《配布資料》

第 5 回丹波市庁舎検討委員会 協議資料 ...資料 1

第 5 回丹波市庁舎検討委員会 協議資料

1. 市庁舎のあり方に関する提言（案）

平成21年 月 日

丹波市長 辻 重五郎 様

丹波市庁舎検討委員会
委員長 瀧本 佳史

市庁舎のあり方に関する提言について

丹波市庁舎検討委員会は、平成21年6月27日、丹波市長より市庁舎のあり方について審議、検討を行い、その結果を報告するように要請を受けました。

この要請を受け、委員23名により全5回にわたる審議、検討を重ねた結果を、「市庁舎のあり方に関する提言」としてまとめましたので提出いたします。

市庁舎のあり方に関する提言

1. 委員会の目的と構成

平成16年11月1日旧氷上郡6町（柏原町・氷上町・青垣町・春日町・山南町・市島町）の合併によって丹波市が誕生し5年目を迎える中、地方分権の進展により自己決定、自己責任の行財政運営が強く求められるようになりました。また、少子高齢化・個人のライフスタイルや価値観の多様化など新たな地域課題に対して引き続き柔軟に対応していくことが求められています。

「丹波市庁舎検討委員会」は、将来にわたる庁舎のあり方について、市民の立場から主体的に調査・検討を行うため、識見を有する者、各地域代表理事、各地域代表理事からの推薦者、団体代表者、からなる23名の委員構成のもと、平成21年6月に市長より委嘱を受けて発足いたしました。

2. 委員会の検討過程

本委員会においては、合併協議会での議論に縛られることなく、自由な討論を行いました。全5回の委員会を開催し、人口・職員数・財政・来庁者状況・施設面などあらゆる分野にわたる市の現状や将来予測を示した資料に基づき検討を行いました。

庁舎に求められる基本的条件は、『市民の利便性』『健全な財政運営』『行政運営の効率化』としております。

そして、将来の庁舎のあり方について、「分庁舎方式（現状維持）」「増築（本庁機能集約）・支所機能維持」「新庁舎建設・支所機能維持」の3つのケースにおける長所や短所（課題）を整理し、行政サービスの進むべき方向性に焦点を絞り議論を重ねてきました。

3. 提言

前提条件

庁舎のあり方に対する前提条件として、効率的で効果的な行政運営や市民サービスの向上の観点から、支所の役割を再認識し今後も支所機能を維持することを合意しました。

提言内容

「増築（本庁機能集約）・支所機能維持」が望ましいといった意見が大勢を占めました。

今日の経済情勢の悪化、将来における厳しい財政状況や人口見通しなどから、具体論までの踏み込みが難しい状況において、将来の丹波市全域のことを考えますと「新庁舎建設・支所機能維持」といった意見、さらには、「分庁舎方式（現状維持）」を継続すべきといった意見もありました。

付帯条件

「増築（本庁機能集約）・支所機能維持」によって将来の財政状況の悪化、それに伴う市民サービスの低下や市民負担の増加などにつながるのではないかとといった不安を多くの委員が抱いています。

したがって、「増築（本庁機能集約）・支所機能維持」を行う場合は、庁舎に求められる基本条件である『市民の利便性』『健全な財政運営』『行政運営の効率化』を第一に考え、限られた財源や既存施設などの有効活用を図ることを念頭におき、将来的な丹波市の人口・職員数・財政状況や社会情勢などを考慮するとともに、将来構想に基づく長期的視点に立って、慎重かつ包括的に判断されることを望みます。

《 委員意見 》

この結論を見出すにあたって、市庁舎のあり方に対する3つのケース等について委員一人ひとりの意見を求めたところ、次のような意見がありましたので申し添えます。

《庁舎のあり方3つのケース》(支所機能は維持することを前提)

- ・《ケース 》「分庁舎方式(現状維持)」
- ・《ケース 》「増築(本庁機能集約)・支所機能維持」
- ・《ケース 》「新庁舎建設・支所機能維持」

《ケース 》「分庁舎方式(現状維持)」

- 『 《ケース 》「増築(本庁機能集約)・支所機能維持」もしくは《ケース 》「新庁舎建設・支所機能維持」においても、建設に対して市民の税金が投入される。建設に対する借入金の返済を行うのであれば、その分を人口増につながる施策に活用するほうが市の活性化にとって有意義であり、あえて集約化する必要がないと考えられる。』
- 『 借入をすれば絶対返済しなければならない。建設に関して、少しでも借金といったリスクがあるのであれば、《ケース 》「分庁舎方式(現状維持)」が望ましいと考えられる。』
- 『 今あるものを大切に使うべきと考えており、現状でも無駄があると聞いているが、その無駄は改善できるのではないかと考えられるため、《ケース 》「分庁舎方式(現状維持)」が望ましいと考えられる。』
- 『 《ケース 》「分庁舎方式(現状維持)」でも事務の効率化が図れるのではないかと。《ケース 》「増築(本庁機能集約)・支所機能維持」もしくは《ケース 》「新庁舎建設・支所機能維持」となると、これからの若い世代への負担が増加するため、今の建物を利活用する《ケース 》「分庁舎方式(現状維持)」の継続が望ましいと考えられる。』
- 『 今後の人口減少社会において、収入増は見込めない中、借金が発生しないのであれば、《ケース 》「増築(本庁機能集約)・支所機能維持」もしくは、《ケース 》「新庁舎建設・支所機能維持」を行っても良いと考えるが、少しでも借金が発生するのであれば、庁舎については《ケース 》「分庁舎方式(現状維持)」として、市民が望む施策(医療の充実など)を優先すべきであると考えられる。』

《ケース 》「増築（本庁機能集約）・支所機能維持」

- 『 これから５年、１０年先の人口を考えると、大きな借入金をすべきでない。もちろん一極集中の行政運営は利便性もある。仮に《ケース 》「増築（本庁機能集約）・支所機能維持」を行うならば、どこかの場所に増築をして少ない経費で長く庁舎が保てる方法を考えるべきである。合併特例債を活用する場合でも、将来を見越してできるだけ市民の皆さんに負担のかからないようにすべきであると考えられる。』
- 『 市独自の事業を沢山行えるような、ある程度余裕のある財政状況で、推移をしていかねばならない。《ケース 》「分庁舎方式（現状維持）」は無駄なことが多いため、行政改革を行った中で、《ケース 》「増築（本庁機能集約）・支所機能維持」に進めていくべきであると考えられる。』
- 『 《ケース 》「増築（本庁機能集約）・支所機能維持」の意見である。現在の本庁機能を活かしていくといったことで考えていけば良い。市民交流スペースの確保のためには、公民館機能の一体的な活用を図れば、問題はないと考えられる。』
- 『 《ケース 》「新庁舎建設・支所機能維持」によって一箇所で業務を行うことが望ましいが、それによってさらに借入金が増えるようなことになれば、私たちの生活の負担となるため、《ケース 》「増築（本庁機能集約）・支所機能維持」が良いのではないかと考えられる。』
- 『 《ケース 》「増築（本庁機能集約）・支所機能維持」が望ましい。ただ付け加えると、丹波市の人口は毎年６００人程度減少している状況の中で、いかに効率的な財政運営と市民の利便性を図るかといったことを考えていかなければならない。当面の間は、《ケース 》「分庁舎方式（現状維持）」を維持していき、財政状況などを踏まえて、《ケース 》「増築（本庁機能集約）・支所機能維持」に整理をしていけば良いと考えられる。』
- 『 財政的に考えても、合併特例債を活用する最後の機会であり、《ケース 》「新庁舎建設・支所機能維持」が一番望ましいのだが、後世代に残す負債といったものを考えると、《ケース 》「増築（本庁機能集約）・支所機能維持」が最善だと考えられる。』

- 『 《ケース 》「新庁舎建設・支所機能維持」は困難である。増築をして庁舎機能を一箇所に集約する《ケース 》「増築（本庁機能集約）・支所機能維持」が良いと考えられる。』
- 『 結論は《ケース 》「増築（本庁機能集約）・支所機能維持」について賛成である。』
- 『 理想とすれば《ケース 》「新庁舎建設・支所機能維持」であるが、今後、歳入が増えていくことは無く、歳出を絞っていかなければならない。コスト削減を考えていくにあたり、借入金が増えればかなりの負担になると考えられる。しかしながら、《ケース 》「分庁舎方式（現状維持）」のままで良いかといったこともなく、《ケース 》「増築（本庁機能集約）・支所機能維持」が望ましいのではないかと考えられる。』
- 『 丹波市の将来ビジョンが大切である。《ケース 》「分庁舎方式（現状維持）」の場合は、縦割り状態で部署間の連携が不十分である。また、《ケース 》「新庁舎建設・支所機能維持」の場合は、交付税などが削減される中、多大な維持管理経費が発生するものと考えられる。そのため、《ケース 》「増築（本庁機能集約）・支所機能維持」で、今ある施設を活用するといったことが大切だと考えられる。』
- 『 これからの財政状況や高齢化社会を鑑みると《ケース 》「増築（本庁機能集約）・支所機能維持」が最善と考えられる。』
- 『 日本経済が大きく困窮し、税収なども大幅に減収となることが予想され、将来の見通しもつかない現況においては、《ケース 》「新庁舎建設・支所機能維持」は市民の理解が得られないため、経費を抑えて《ケース 》「増築（本庁機能集約）・支所機能維持」が望ましいと考えられる。』
- 『 《ケース 》「新庁舎建設・支所機能維持」が必要と考えられるが、財政状況を考えると、非常に難しい。しかしながら、集約化することによって市民の利便性が生じてくると考えられる。《ケース 》「分庁舎方式（現状維持）」は問題が多いことから、《ケース 》「増築（本庁機能集約）・支所機能維持」が良いと考えられる。』

《ケース 》「新庁舎建設・支所機能維持」

- 『 無駄が省けてしかも合併特例債があるといったタイミングは、《ケース 》「新庁舎建設・支所機能維持」を行う、ひとつの絶好の時期であろうと考えられる。』
- 『 業務の効率化と経費の負担を考えると《ケース 》「増築（本庁機能集約）・支所機能維持」が一番にあるべきである。その考えの中で、現在使用している庁舎の残りの耐用年数を見ると、20年後には一斉に建替え等が必要になるということが予測されるため、合併特例債という制度があるならば、この際に《ケース 》「新庁舎建設・支所機能維持」を行うことが最善であると考えられる。』
- 『 合併特例債を活用すれば15年で借入金を返済できるということを前提の上で、《ケース 》「新庁舎建設・支所機能維持」を行う場合でも、かなりの財政圧迫になるが、何時かは建設しなければならないことであるので、いかに有利に建設するかといった判断が必要である。市役所の場合、あと20年で建替えを行わなければならないとすれば、今この機会が千歳一遇のチャンスである。庁舎のあり方は、最終的には市長の判断であり、議会の判断であり、最もふさわしいあるべき姿を示すことで、市長なり議会の判断に従えば良いと考えられる。』
- 『 《ケース 》「増築（本庁機能集約）・支所機能維持」の場合でも、《ケース 》「新庁舎建設・支所機能維持」と同じような経費がかかる可能性もあるのではないかと。将来あの時に建設しておけば良かったといったことが無いように、《ケース 》「新庁舎建設・支所機能維持」を行えたら良いと考えられる。』

複数ケース意見

- 『 《ケース 》「分庁舎方式（現状維持）」では無駄が生じているため、これから10年・20年と続けた場合、無駄が大きくなると考えられる。《ケース 》「分庁舎方式（現状維持）」だけはよくないといったことが結論的な意見であり、《ケース 》「増築（本庁機能集約）・支所機能維持」又は《ケース 》「新庁舎建設・支所機能維持」を委員会として提案することが良いと考えられる。』
- 『 どのケースをとっても地獄道であるが、私たちの時代よりも将来の事を考えなければならない。《ケース 》「分庁舎方式（現状維持）」を除き、《ケース 》「増築（本庁機能集約）・支所機能維持」又は《ケース 》「新庁舎建設・支所機能維持」が良いと考えられる。』
- 『 建物よりも中身の機能は充実させて、中身が誇れるようなものにする。5年前に合併してやっと踏み出して、新しい庁舎を建設する機運がないような気がする。』

意見としては将来的には《ケース 》「新庁舎建設・支所機能維持」が望ましいが、今はまだその時期ではないと考えられるため、《ケース 》「分庁舎方式（現状維持）」又は《ケース 》「増築（本庁機能集約）・支所機能維持」が良いと考えられる。』

その他

- 『 丹波市庁舎検討委員会委員の考え方として、地域のみを代表した個人的な発言を排して、中立的な丹波市市民全体の立場に立ち、将来の丹波市全域のことを考えた発言を行う場であることが必要である。』

- 『 削減効果というのは、如何に無駄を省くか、如何に市民のために役立つか、これが行政の2本柱の最重要課題である。庁舎問題といえども如何に無駄を省くか、無駄が多ければそれを考慮しなければならないし、無駄が少なければ現状でもかまわないと考えられる。庁舎のあり方に関する判断の最重要課題が無駄を省くことと市民の利便性の2つにあると考えられる。』

- 『 建設に対する借入金の返済中に人口がどれくらい減るのか。人口が減ればその分、庁舎建設のための市民一人当たりの負担が、増加することになると考えられる。』

- 『 今後人口は絶対に増えない。人口が増えないということは、税金は増えないということであり、どのケースが望ましいか悩んでいる。』

- 『 仮に新築するとして、支所機能は残すということには異論はないが、各支所に相当な空き室がでてくることになるが、その場合に後の維持管理や使用目的などについて、考えていく必要がある。』

丹波市庁舎検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 市庁舎のあり方に関し、今後の方向性を検討するため、丹波市庁舎検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市庁舎のあり方に関する必要な事項を調査し今後の方向性について検討を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員23人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 公共的団体の代表者 21人以内

(2) 識見を有する者 2人以内

3 委員の任期は、前条に規定する所掌事務が終了までとする。ただし、補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 会議は、過半数の委員の出席により成立し、その議事は、出席委員の過半数で決する。ただし、可否同数となったときは、委員長の決するところによる。

3 委員長は、会議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(市関係部署の参画)

第6条 市の関係部署の職員は、必要に応じ委員会に出席し、委員会との連携及び調整を図るものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(特例措置)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開催する会議については、市長が招集するものとする。

丹波市庁舎検討委員会委員名簿

敬称略

区 分 (要綱第3条)	所 属	役 職	氏 名	備 考
公共的団体の代表	丹波市自治会長会	柏原地域代表理事	ひろた まさのぶ 廣田 誠信	
公共的団体の代表	丹波市自治会長会	氷上地域代表理事	ふじわら あつみ 藤原 敦實	
公共的団体の代表	丹波市自治会長会	青垣地域代表理事	あだち さだゆき 足立 定之	
公共的団体の代表	丹波市自治会長会	春日地域代表理事	ほそみ ひろし 細見 博	
公共的団体の代表	丹波市自治会長会	山南地域代表理事	にしがき ただし 西垣 忠司	
公共的団体の代表	丹波市自治会長会	市島地域代表理事	おまつ かつみ 尾松 勝實	
公共的団体の代表	柏原地域	柏原地域代表	まつした つねお 松下 恒雄	
公共的団体の代表	柏原地域	柏原地域代表	たぐち ゆづる 田口 譲	
公共的団体の代表	氷上地域	氷上地域代表	みやざき そうすけ 宮崎 奏助	
公共的団体の代表	氷上地域	氷上地域代表	ゆき さちこ 行 幸子	
公共的団体の代表	青垣地域	青垣地域代表	あだち こうぞう 足立 晃三	
公共的団体の代表	青垣地域	青垣地域代表	あだち しょうこ 足立 晶子	
公共的団体の代表	春日地域	春日地域代表	ふき さとし 婦木 敏	
公共的団体の代表	春日地域	春日地域代表	にしやま ともこ 西山 友子	
公共的団体の代表	山南地域	山南地域代表	なかじま ひろし 中島 宏	
公共的団体の代表	山南地域	山南地域代表	しみず かずこ 清水 和子	
公共的団体の代表	市島地域	市島地域代表	ばんどう たかじ 坂東 堯次	
公共的団体の代表	市島地域	市島地域代表	あらかい けいこ 荒木 恵子	
公共的団体の代表	丹波市連合婦人会	会 長	おぎの みよこ 荻野 美代子	
公共的団体の代表	(社)丹波青年会議所	副理事	ほり やすき 堀 康樹	
公共的団体の代表	丹波市老人クラブ連合会	理 事	しおみ はるじ 塩見 春治	
識見を有する者	大阪人間科学大学大学院	人間環境学科教授	すぎもと くみこ 杉本 久未子	副委員長
識見を有する者	佛教大学	社会学部公共政策学科教授	たきもと よしふみ 瀧本 佳史	委員長

丹波市庁舎検討委員会協議経過

第1回丹波市庁舎検討委員会

【日 時】平成21年6月27日(土)

【場 所】ハートフルかすが 大会議室

【協議内容】 委員長・副委員長選出

委員長：瀧本 佳史

(佛教大学 社会学部公共政策学科教授)

副委員長：杉本 久未子

(大阪人間科学大学大学院 人間環境学科教授)

市庁舎のあり方について

- 【提示資料】
1. 丹波市庁舎検討委員会目的他
 2. 市庁舎にあり方を検討する組織イメージ
 3. 市庁舎のあり方に関して検討に至る経緯
 4. 丹波市の現況と将来予想
 5. 市庁舎のあり方を検討するにあたって求められる基本的条件
 6. 「分庁舎方式(現状維持)」「増築(本庁機能の集約)・支所機能維持」「新庁舎建設・支所機能維持」の3つのケース
 7. 各ケースにおける長所・短所(課題)

第2回丹波市庁舎検討委員会

【日 時】平成21年8月18日(火)

【場 所】柏原公民館 会議室A

【協議内容】市庁舎のあり方について

- 【提示資料】
1. 人口動態
 2. 職員数計画
 3. 本庁舎集約化によるコスト削減効果(試算)
 4. 合併特例債借入れ状況
 5. 収支見通し
 6. 合併特例債発行償還・交付税参入シミュレーション

第3回丹波市庁舎検討委員会

【日 時】平成21年9月26日(土)

【場 所】青垣公民館 大集会室

【協議内容】市庁舎のあり方について

- 【提示資料】
1. 庁舎機能集約化による効果
 2. 庁舎別職員配置数
 3. 庁舎間職員移動実態調査

第4回丹波市庁舎検討委員会

【日 時】平成21年11月14日(土)

【場 所】春日公民館 大会議室

【協議内容】市庁舎のあり方について

- 【提示資料】
1. 組織・機構の見直し
 2. 各庁舎の現況
 3. 市債残高
 4. 庁舎建設について他市町の事例
 5. 平成20年度財政収支見通し(合併特例債事業を含む)

第5回丹波市庁舎検討委員会

【日 時】平成21年12月6日(日)

【場 所】中央公民館氷上分館 大会議室

【協議内容】市庁舎のあり方に関する提言(案)について

- 【提示資料】
1. 市庁舎のあり方に関する提言(案)